

## 猪苗代町観光誘客支援金交付事業の概要

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故並びにその風評により甚大な被害を受けた本町観光の復興及び観光誘客を図ることを目的に、新たな支援制度を創設します。

ぜひ、商品造成などにこの支援制度をご活用ください。

### ○主な内容

#### 1 趣旨

町内の宿泊施設を対象とした旅行商品を販売する事業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付します。

#### 2 交付対象者

観光庁又は都道府県より旅行業の登録を受けた事業者で、4月1日～5月16日までに本事業に参加申込みをした者。

#### 3 支援金の額

支援額は、小学生以上の有料宿泊実績1名に対して次のとおりです。

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 週末期（金・土曜日及び祝祭日の前日） | 500円   |
| (2) 平日期                | 1,000円 |

#### 4 対象期間

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 第1期 | 6月1日から7月31日宿泊分まで   |
| 第2期 | 9月1日から9月30日宿泊分まで   |
| 第3期 | 11月1日から12月20日宿泊分まで |
| 第4期 | 翌年1月5日から3月20日宿泊分まで |

#### 5 その他

- (1) 他の支援金（教育旅行支援事業、外国人誘客支援事業等）との併用は不可です。
- (2) 猪苗代町内居住者は対象外です。
- (3) 事業終了等については、猪苗代町のホームページで随時お知らせします。